

2006 年第 286 號法律公告

《〈商船(本地船隻)(工程)規例〉(生效日期)公告》

現根據《商船(本地船隻)(工程)規例》(2006 年第 196 號法律公告)第 1 條，指
定——

- (a) 2007 年 1 月 2 日為該規例(以下條文除外)開始實施的日期——
 - (i) 第 18、19、20、46(2)(b)、51(1)(b) 及 51(2) 條；
 - (ii) 第 51(5) 及 (8) 條(在該等條文與第 51(1)(b) 條的規定有關的範圍內)；及
 - (iii) 第 51(6) 及 54 條；及
- (b) 2007 年 7 月 2 日為該規例以下條文開始實施的日期——
 - (i) 第 18、19、20、46(2)(b)、51(1)(b) 及 51(2) 條；
 - (ii) 第 51(5) 及 (8) 條(在該等條文與第 51(1)(b) 條的規定有關的範圍內)；及
 - (iii) 第 51(6) 及 54 條。

經濟發展及勞工局局長
葉澍堃

2006 年 12 月 20 日